



区分	要件	支援内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額 1 億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3 年度分
奨励金	営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人 新設・移転（村内の既存企業） ①-1 新設 延べ床面積が500㎡以上 ①-2 移転（村内既存企業）新築した建物の延べ床面積が 500㎡以上で、かつ当該移転前の延べ床面積以上 ②投下固定資産額の総額が 1 億円以上 ③従業員数が 5 人以上（常時勤務） ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること	【企業立地新設等奨励金】 投下固定資産税相当額(家屋・償却資産)の 1 / 2 相当 期間：5 年度分 【雇用促進奨励金】 村内在住従業員 1 人につき 20 万円（限度額 500 万円） 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の 1 / 2 相当（限度額 300 万円） 【歴史的風土調和奨励金】 建築物等の意匠形態を歴史的風土と調和させるために必要な屋根瓦、外壁の工事にかかる経費に対して助成(限度額 1,000 万円)